

第5回 食品用器具及び容器包装の規制に関する検討会

食品缶詰用金属容器に関する食品安全への取り組みについて

2017年1月17日
日本製缶協会
専務理事 中田 一範

内容

- ・日本製缶協会の概要
- ・食品安全への取り組み
食品缶詰用金属容器に関する衛生基準
- ・PL法制化への意見・要望

協会の概要について

1. 設立 昭和33年

食品缶詰用空缶を製造する会社が、輸出振興の為及び安心安全の担保の為に設立

2. 会員 正会員 製缶会社 7社

賛助会員 鉄鋼鋼材メーカー 3社
アルミ缶製缶会社 4社

3. 活動概要

イ) 各種連絡会を通じた行政・及び各種業界団体との円滑な連携
同じく、業界共通の品質問題・衛生問題・環境問題への対応

ロ) 各社からの申告を元にした業界動向の把握・発信

ハ) 缶詰製品の普及・啓蒙活動

二) 業界に関連する法規への対応

例) 食品表示法改定に伴う表示関係

食品衛生法対応

容器リサイクル法対応

木) 包装容器に於ける3R活動の推進

スチール缶リサイクル協会による3R(主にリサイクル)の推進活動への協力

当協会独自に、各社のリデュース活動の取り纏め報告

ヘ) 金属缶の標準化

食品缶詰用金属缶 JIS z 1571の制定及び定期的な見直し

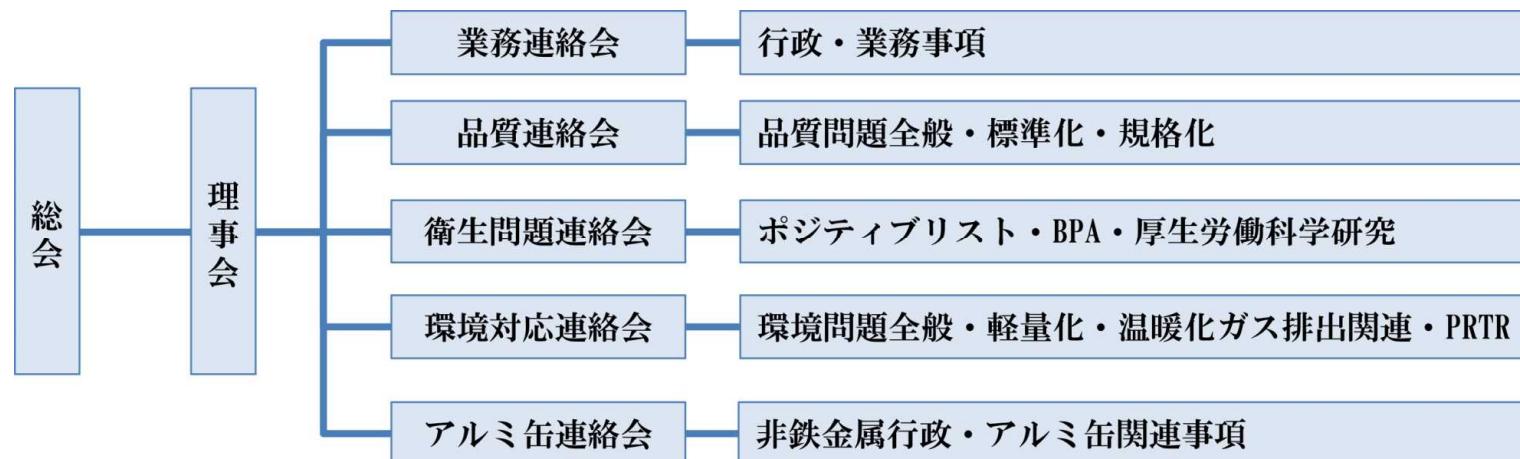
ト) 衛生問題への対応

金属缶を製造するための自主基準としてポジティブリスト及び衛生試験法の制定

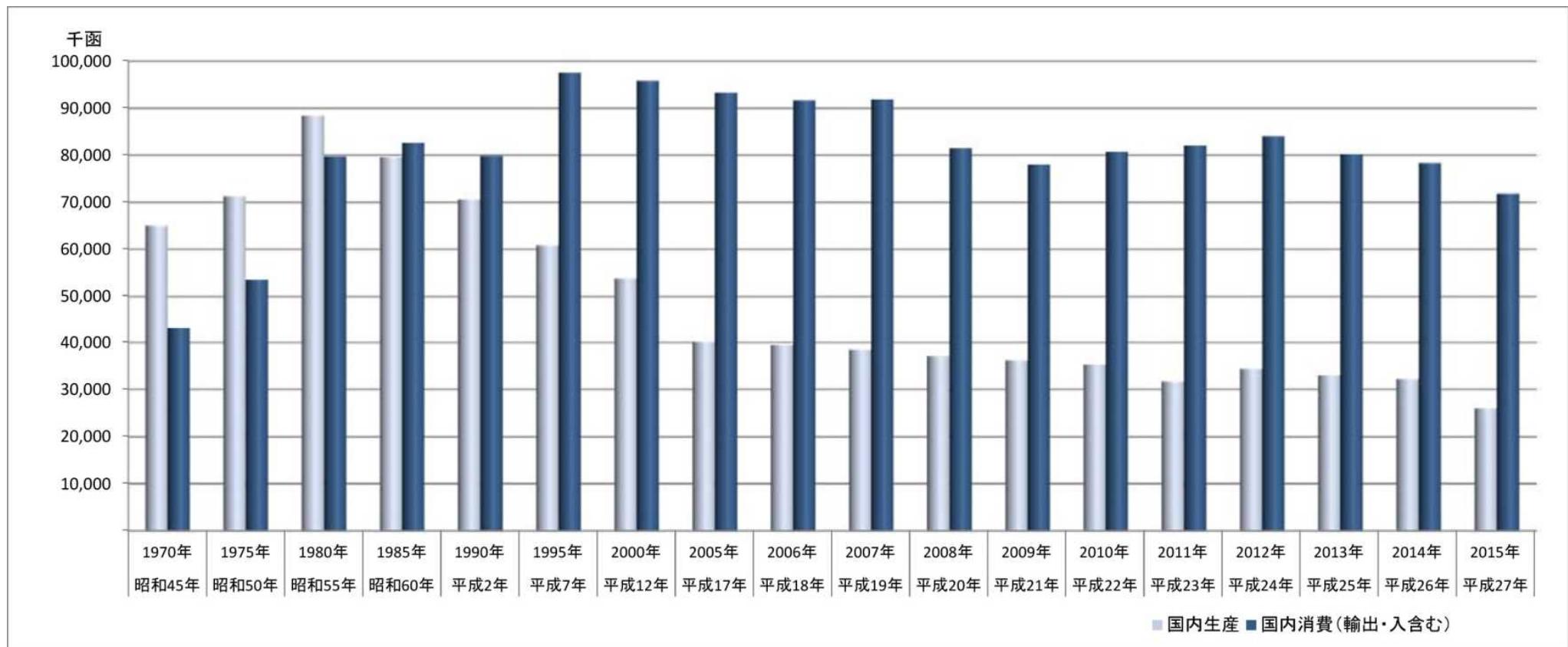
第4版として平成24年度に改定

チ) 金属缶に係る技術資料の作成

日本缶詰びん詰レトルト食品協会との共著で、“缶詰用金属缶と二重巻締”を発行

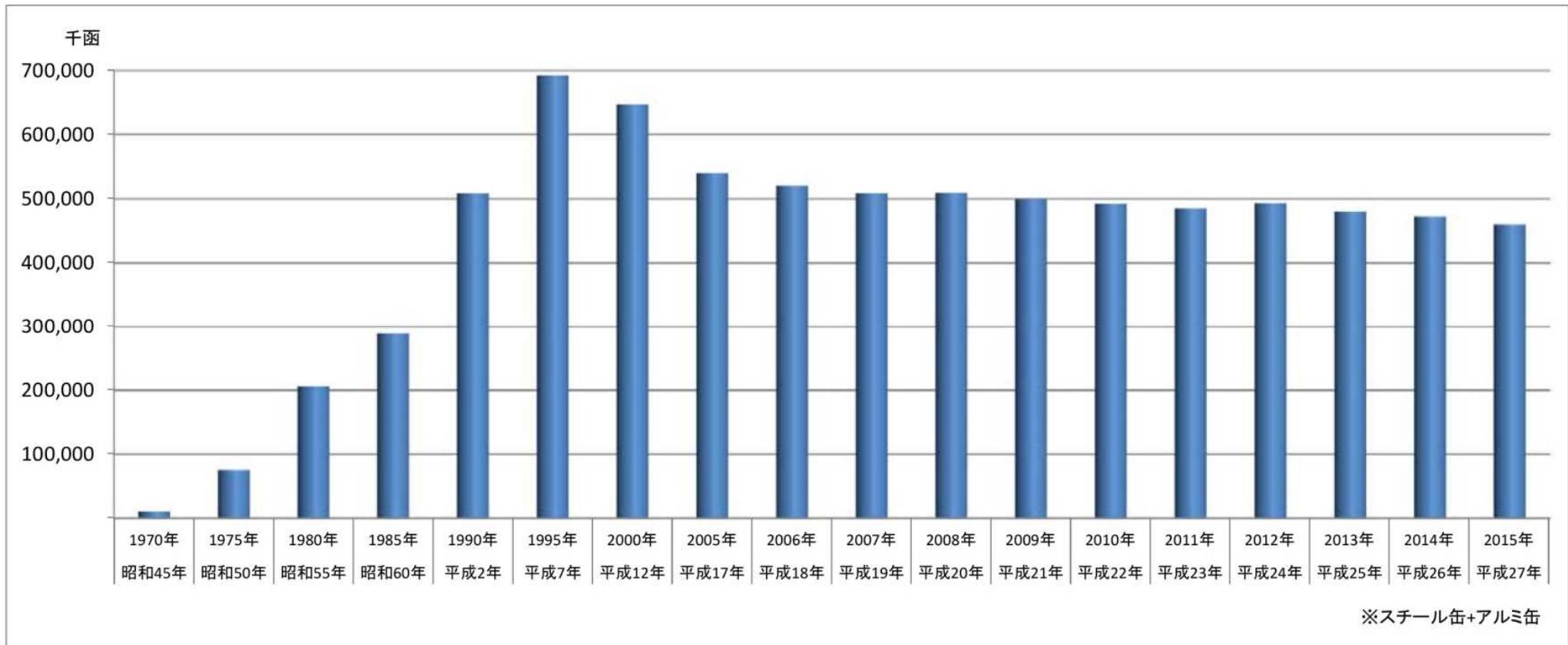


統計資料①(食品缶詰の国内生産量と国内消費量の推移)



(日本缶詰びん詰レトルト食品協会・当協会調べ)

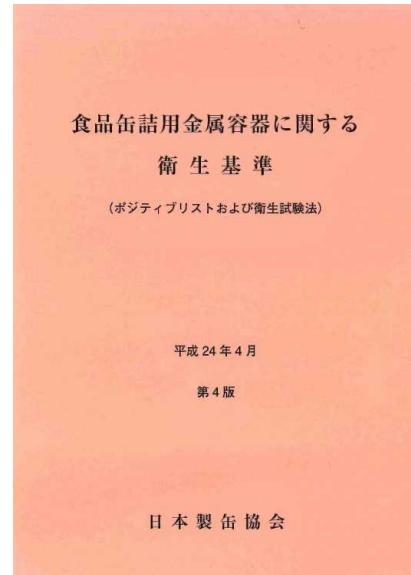
統計資料②(飲料缶詰の国内生産量推移)



(日本缶詰びん詰レトルト食品協会調べ)

食品安全への取り組み

- ・食品缶詰用金属容器に関する衛生基準(第4版)2012年4月発行
※第1版は1978年に発行



ポジティブリストの対象

コーティング材	
基樹脂	天然化石樹脂, ロジン樹脂, テルペン樹脂, セルロース及びセルロース誘導体, 油変性樹脂, フェノール樹脂, アミノ樹脂, ポリエステル, エポキシ樹脂, ポリアミド, オレフィン樹脂, ビニル樹脂, アクリル樹脂など
添加剤	硬化促進剤, 安定剤, 界面活性剤, 滑剤, 着色剤など

密封材	
基ポリマー	天然ゴム, 合成ゴム
樹脂	天然樹脂, 天然変性樹脂, 合成樹脂
添加剤	充填剤, 着色剤, 安定剤, 改質剤, 粘度調整剤など

食品安全への取り組み

食品缶詰用金属容器に関する衛生基準について

- ・趣旨：食品缶詰用金属容器の製造に用いられる原材料を衛生上の見地から自主的に規制し、金属容器としての形態で衛生試験に合格することと定めている。
- ・目的：食品缶詰用金属容器材料の適正化を図り、食品缶詰の衛生的安定性を保持すること
- ・範囲：食品缶詰用金属容器
- ・内容：
 - 容 器：厚生省告示第370号、乳等省令に適合
 - 原材料：厚生省告示第370号、乳等省令に適合 + 自主的な制限

原材料の自主的な制限の考え方

- ・金属材(スチール、アルミ、はんだ) → JISを参照



- ・コーティング材、密封材 → 諸外国の食品容器包装の規格基準
(主に米国の連邦規則集)を参照



PL制度化への意見・要望について

- 合成樹脂のPL制度化に関しては、当協会としては従来通りの国内自主規制や米国FDA規制と同様の規制を継続して頂くよう要望致します。
- 缶の金属材料については、現在の告示370号・乳等省令では、重金属(ヒ素・カドミウム・鉛など)を規制しており、今後も有害な物質を規制するネガティブリスト管理が良いのではないかと考えます。